

地域人づくり事業「府立高校と企業の連携による人材育成事業」に係る質問・回答

番号	質問項目	質問日時	質問内容	回答
1	概算払い	2014/4/7 15:44:00	概算で支払をしなければ契約しがたいと認められる場合」とはどのような条件を満たしていなければなりませんか。 概算払いが可能な場合、その詳細(時期や金額)について、ある程度基準や制約が決まっていれば教えてください。	企画提案公募実施要項8(3)に記載のとおり、委託金額は原則として精算払いとなり、事業終了後に支払います。ただし、大阪府と協議の上、概算払いをしなければ契約しがたいと認められる場合は、概算払いをすることができます。支払い時期及び金額は、協議により決定しますが、金額は委託金額全額ではなく、新規雇用失業者の人件費など概算払いの必要性が認められた経費に限られます。なお、支払い時期の目安は、契約の締結後、請求を受けて概ね1ヶ月後です。
2	資格取得にかかる研修	2014/4/7 15:44:00	弊社では、経産省のガイドラインに基づいたキャリア教育コーディネーター講座の認定機関として一般に向けて講座を開催しており、対象者にも一般といっしょに受講してもらう計画ですが、エントリーコースが30hで1名8万円(税抜)実践コースは1名15万の受講料となります。 自社での講座にはなりますが、一般と同じ金額で1名8万+15万を計上してもよいでしょうか。	受託者自らが行なう研修については、仕様書P.4 (6)研修経費として認められるもの②によるもののみ認められます。利益分を計上することはできません。
3	対象者の就職	2014/4/7 15:44:00	対象者の安定就職50%の範疇に、自社採用を検討したいが、制約等がありますか (弊社は教育コンサルティング専門企業で、学校コーディネーター部門における採用を考えています)	訓練生を、研修終了後に自社で採用することについては、安定雇用であるならば制約はありません。
4	対象者の就職	2014/4/7 15:44:00	採用に際しては、予定紹介派遣等を行っている人材派遣会社等との連携をしてもよいでしょうか。	人材派遣会社と連携して安定雇用結びつけていただくことに問題はありませんが、紹介予定派遣など手法については、法令等を遵守してください。 なお、新規雇用失業者を派遣することによって、必要なOJTが中断することのないようにしてください。
5	対象者の就職	2014/4/7 15:44:00	採用促進のための一手段として、上記予定紹介派遣における採用が年度内に決定した場合、たとえば本来採用先企業が派遣先に支払う「紹介料」等を本事業で一部または全額負担する(年度内に就職が決まった場合に限る)ことは可能でしょうか。	本事業の経費を充てることはできません。

番号	質問項目	質問日時	質問内容	回答
6	履行場所	2014/4/8 11:19:00	仕様書 P.1 履行場所の「大阪府教育委員会が指定する場所」は、具体的にどこを指していますか。	受託事業者が使用する事務所及び仕様書P9「業務先学校一覧」の府立高等学校16校です。
7	事務所にかかる経費について	2014/4/8 11:19:00	事業実施期間中、新規雇用者が利用する事務所等は、受託者で準備する必要がありますか。 必要がある場合、家賃を経費として扱えますか。 経費として扱える場合、弊社が受託している他の事業と、経費の按分をすることは可能ですか。	事務所を設置する場合、家賃については必要経費として扱うことができます。使用人数や面積等により按分することは可能です。
8	訓練期間について	2014/4/8 11:21:00	雇用期間の上限は11ヶ月と考えられますが、雇用期間の下限についてご教示ください。	提案内容にもよりますが、本訓練の成果が得られるためには、最低6ヶ月は必要であると考えます。